

公表対象随意契約一覧

物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額(税込)	随意契約によることとした理由	その他必要な事項(備考)
患者等の食事の提供業務	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 契約管理課	平成24年10月17日	富士産業株式会社 東京都港区新橋5-32-7	32,550,000円	当該業務委託を緊急に見直す必要となったことから、日本赤十字社会計規則第36条第3項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができないに該当するため、随意契約とするものであること。	
超音波診断装置 1式	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 契約管理課	平成24年12月1日	株式会社日立メディコ 東京都千代田区外神田4-14-1	16,500,000円	当該機器は他社には出来ない機能が整備されているため、日本赤十字社会計規則第36条第3項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため、随意契約とするものであること。	
定期建物賃貸借契約	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 契約管理課	平成24年12月28日	有限会社花長商店 東京都港区南青山7-12-9	①月額 33,600円 ② 営業許諾料として 売上額10%加算	当該業務委託を締結している業者は近隣地域の代表として当センターに協力を願っていることから、日本赤十字社会計規則第36条第3項の契約の性質又は目的が競争を許さないに該当するため、随意契約とするものであること。	

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えること、その他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的な理由を簡潔に記載する。